

令和 7 年度特別支援教育に関する調査 FAQ

EduSurvey での回答等に関する共通 FAQ

No.	問	答
1	調査内容の疑義について、学校から直接文部科学省へ問い合わせをしても構わないのでしょうか。	調査系統を通して、ご質問ください。 なお、EduSurvey のマイページをお持ちの自治体・組織におかれては、フォームからのお問い合わせも可能です。
2	分校は分けて回答するのでしょうか。	調査を回答する際に選択する学校名に従ってご回答ください。
3	高等学校において、昼間部と夜間部に分かれている場合どう回答すれば良いのでしょうか。	まとめてご回答をお願いいたします。
4	回答用 URL が開けない場合はどうしたらよいでしょうか。	「操作マニュアル」（資料 6）の 12 ページをご参照の上、ご対応をお願いいたします。 なお、どうしても URL から回答ができない場合は、教育委員会のご判断で、教育委員会が EduSurvey にて代理回答いただくことも差し支えございません。
5	回答開始時に入力するメールアドレスは何を入力すればよいでしょうか。	任意のメールアドレスを入力してください。 回答完了後、入力いただいたメールアドレスに回答内容の控えが送付されます。
6	回答の一時保存機能が利用できない場合はどうしたらよいでしょうか。	ブラウザのキャッシュ保存の設定をオンにしてください。 ブラウザを閉じる、もしくは新規で開いたタイミングでキャッシュを削除する設定となっている場合は一時保存ができませんので、ブラウザの設定変更をご検討ください。

令和7年度学校における医療的ケアに関する実態調査

No.	問	答
1	<u>調査の基準日</u> はいつですか。	令和7年5月1日です。 ただし、別途指示がある設問は指示に従って回答してください。
2	基準日以降に医療的ケア児が転出入した場合はどのように扱えばよいですか。	調査の基準日は令和7年5月1日のため、その時点で在籍する学校において回答してください。
3	<u>調査回答者</u> について、教えてください。	以下の通りです。 ○学校回答調査について 国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含み、専攻科は除く。中等教育学校後期課程も同様。）、中等教育学校、特別支援学校（専攻科は除く。） 原則として、令和7年5月1日に実体のある学校とします。 ○教育委員会回答調査について 都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会
4	特別支援学校は小学部・中学部・高等部それぞれで、回答を提出することは可能ですか。	いいえ。学校の中で1名がまとめて回答いただくようお願いします。 同一の学校から複数回の回答があった場合は、過去の回答は削除・上書きされ、最後の回答のみが提出されますのでご注意ください。
5	同じ学校から複数の者が回答することは可能ですか。 例えば、義務教育学校において前期課程と後期課程で別の担当者が回答することを想定しております。	いいえ。学校の中で1名がまとめて回答いただくようお願いします。 同一の学校から複数回の回答があった場合は、過去の回答は削除・上書きされ、最後の回答のみが提出されます。
6	本調査における「 <u>医療的ケア</u> 」の定義を教えてください。	本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指します。

7	本調査における「医療的ケア児」の定義を教えてください。	本調査における「医療的ケア児」とは、以下の①、②に該当する幼児児童生徒を指します。 ①学校において医療的ケア看護職員・介護福祉士・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを実施 ②学校において医療的ケア看護職員・介護福祉士・認定特定行為業務従事者・保護者等が見守りや助言等を行いながら、医療的ケア児本人が医療的ケアを実施 そのため、医療的ケア看護職員の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は本調査では含みません。
8	本調査における「医療的ケア看護職員」の定義を教えてください。	本調査における「医療的ケア看護職員」とは、学校において医療的ケアを実施する看護職員（看護師・保健師・助産師・准看護師）を指します。
9	入院中の医療的ケア児について、どのように回答すればよいでしょうか。	○医療的ケア児への計上について 入院中であっても医療的ケアが必要な場合は、医療的ケア児の数に計上します。 ○医療的ケア看護職員等への計上について ・学校の設置者又は学校が雇用・外部委託している看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上します。 ・病院に所属する看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上しません。
10	訪問教育を受けている医療的ケア児についてどのように回答すればよいでしょうか。	○医療的ケア児への計上について 医療的ケア児の数に計上します。 ○医療的ケア看護職員等への計上について ・学校の設置者又は学校が雇用・外部委託している看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上します。 ・保護者等が依頼する看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上しません。

11	医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者を配置等する予定であったが、保護者が付添いを希望しているため、配置等を行っていない場合はどのように回答すればよいのでしょうか。	医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者を配置することが可能な状況にある場合は、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため」に計上してください。
12	病院に隣接又は併設されている特別支援学校又は特別支援学級で教育を受けている場合の通学方法はどのように回答すればよいのでしょうか。	「その他」に計上してください。「その他」の通学（園）方法」には、「病院隣接」と回答ください。
13	各自治体は各学校の回答の確認が必要です。	各自治体において所管の学校の回答内容の確認をお願いします。 回答内容に矛盾や、前年度と大きく変動している部分等の誤りが疑われる箇所がある場合は、文部科学省又は調査補助事業者から各自治体へ疑義照会をさせていただきます。なお、各自治体による回答データの集計・統合作業は不要です。